

～ 国際研修 ～

第6回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

宮 崎 朋 紀

第1 はじめに

2009年10月5日（月）から同月16日（金）まで、第6回カンボジア法曹養成支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、以下の6名である。いずれも、同年5月にカンボジア王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）を卒業したばかりの1年目の裁判官であるとともに、RSJPの教官候補生である。

プノンペン市裁判所判事	ジェー・モリン氏 (Ms.)
プノンペン市裁判所判事	ピ・マレン氏 (Ms.)
シアヌークビル州裁判所判事	ソー・リナー氏 (Ms.)
コンポンチャム州裁判所判事	ングオン・ブティエ氏 (Mr.)
バタンバン州裁判所判事	タラン・パネ氏 (Ms.)
クラチエ州裁判所判事	ケー・ソチエ氏 (Mr.)

第2 本研修実施の背景

当部は、JICAのRSJP民事教育改善プロジェクトの枠組みの中で、新規裁判官、検察官に対する民事教育の改善支援を行っている。

同プロジェクトの特徴は、日本側が直接RSJPの学生に講義を行うことはせず、教官候補生に講義をし、その教官候補生から学生に講義をしてもらうという方針をとっていることである。そのねらいとしては、講義をしながら教官育成を行うことや、RSJP側が日本側に頼りきりにならずに自分たちで教官を確保するという意識を持つようにすることなどがある。上記方針から、RSJPでは、主にその卒業生である裁判官の中から、2006年3月に1期教官候補生7名、2008年5月に2期教官候補生7名、2009年5月に3期教官候補生7名がそれぞれ選ばれた。

本邦研修としては、第3回研修は1期教官候補生を対象に、第4回研修は2期教官候補生を対象に行ったが¹、本研修はこれらに続き、3期教官候補生のうち6名を日本に招いて行った

¹ 第3回研修につき本誌33号（2007.12）90頁以下、第4回研修につき本誌38号（2009.3）49頁以下参照

ものである（1名は都合により来ることができなかった）。

第3 本研修のカリキュラムの概要

本研修では、民事模擬裁判、民事執行・民事保全講義を行った。また、京都地方裁判所、大阪簡易裁判所を訪問し、法廷傍聴や裁判官への質疑応答をさせていただいた。

第4 模擬裁判

1 模擬裁判を行う趣旨

RSJPの民事教育で重視されているカリキュラムに模擬裁判がある。RSJPでは、毎年12月に2期分の学生約120名が一堂に会して模擬裁判が行われており、学生にとっては実務修習の開始直前と終了直後の計2回模擬裁判を経験することになる。現職裁判官の多くが民事訴訟法を十分に理解しているとはいえない現状では、学生が実務修習の前後に、民事訴訟法に忠実に従った模擬裁判を経験することの重要性は高いといえる。

そして、この模擬裁判においても、日本側が前面に出て学生を指導する形は採らず、教官候補生が学生を指導する形を崩さないようにしている。ただ、そのためには教官候補生が高い指導能力を有している必要があるため、事前に本邦研修で彼ら自身に模擬裁判を行ってもらい、日本の複数の法律実務家から講評を行うこととした。それにより、教官候補生は、民事訴訟法に従った訴訟手続、模擬裁判の事案の分析方法及び模擬裁判における講評の仕方等を習得し、学生の指導に生かすことができるといえる。

そこで、1期教官候補生は2年前の第3回研修で、2期教官候補生は今年の第4回研修で、それぞれ模擬裁判を行った上でRSJPでの模擬裁判の指導役を務めたが、いずれもRSJP幹部から高い評価を得たため、今年度も同様に、3期教官候補生がRSJPでの模擬裁判での指導役を十分に務めることができるようにするため、本研修で模擬裁判を行うこととした。

2 模擬裁判用事案の作成について

模擬裁判用事案は、カンボジアの記録を題材として作成するのが望ましいことはいうまでもない。しかし、2年ほど前にカンボジアの記録をいくつか集めたところ、答弁書以下の準備書面は用いられていないこと、争点整理や人証の厳選は行われず、時に10人を超える多数の人証が次々と尋問されること、調書はかなり要約された手書きのものでやり取りの詳細が分からないことなどの事情が明らかになった。

そのため、それを題材として事案を作成するためには、多くの修正や、創作による補充を行う必要があるが、作業に翻訳を挟むことも考えると、現時点では困難が大きく、日本の事案を題材として作成せざるを得ないという結論に達した。模擬裁判を行う目的として、現状では、事実認定や判断の練習よりも、民事訴訟法に従った訴訟手続を演じることに重点があるという事情もある。いずれカンボジアの裁判における審理、記録の精度が上がれば、実際の記録を題材として事案を作成することも容易になると思われる。

そこで、本研修では、当部教官が日本の模擬裁判用事案に手を加えて作成した事案を

用いて模擬裁判を行った（作成過程では、翻訳をお願いしたスワイ・レン氏とやり取りをしつつ、人名や場所をカンボジアのものとし、約束手形を用いた取引形態、機械の種類、会社の設立経緯など、カンボジア現地の事情に照らして不自然なところを大幅に変更したほか、登場人物や全体の分量を半分以上に削った）。そして、本研修では、模擬裁判を終えた後、研修員が不自然だと感じた点の修正協議を行う時間を取った。

3 模擬裁判用事案の内容について

本研修の模擬裁判では、動産の所有権に基づく引渡請求の事案を用いた。

原告会社は、本件印刷機をA社から購入し、そのままA社の倉庫に保管させていた。被告会社は、A社に対して多額の貸付けをしていたが、A社が倒産の危機にあると聞き、A社の倉庫から印刷機を運び出して占有した。そこで、原告会社は、被告会社に対し、所有権に基づき本件印刷機の引渡しを求めた。

被告会社は、(ア) 本件印刷機と被告会社が運び出した印刷機とは、別のものであり、仮に同じであっても、(イ) 原告会社はA社に本件印刷機売却の代理権を与えており、被告会社は、原告会社からA社を代理人として本件印刷機を購入した（代金はA社に対する貸金と相殺した）、(ウ) 被告会社は本件印刷機を善意取得したと主張した。

原告会社は、A社に代理権を与えておらず、善意取得に関しては被告が悪意又は有過失であり、さらに、被告会社とA社の売買契約は虚偽表示により無効であると主張した。

本件の争点は、①本件印刷機と被告が運び出した印刷機の同一性、②原告のA社への代理権授与の有無、③善意取得に関して被告が悪意であったか、④善意取得に関して被告に過失があったか、⑤虚偽表示の成否と多岐にわたる。しかし、①についてはA社代表者の作成書面等から同一性が明らかであり、⑤については原告会社の主張自体失当と考えられ、いずれもうまくすれば弁論準備手続で争点から落とせるものであった。また、②についても原告会社とA社との間で作成された書面の文言から代理権が授与されたと解するのは難しく、本件の主要な争点は、善意取得に関する③、④に絞られ、証人尋問でその点に関する事情をどれだけ引き出せるかが勝負を分けるという事案であった。

4 本研修前の準備

3期教官候補生6名には、①裁判官グループ2名、②原告代理人グループ2名、③被告代理人グループ2名に別れ、人証については、証人（A社代表者）を①の1名に、証人（X従業員）を②の1名に、Y代表者を③の1名に、それぞれ兼ねてもらったこととした。そして、事前に模擬裁判用事案を配布して読んでもらった上、裁判官グループは主張整理案を準備し、代理人グループは尋問事項を準備するよう依頼しておいた。

5 日本側の参加者

日本側からは、礪川剛志弁護士、岡本陽平裁判官、当部西村恵三子教官及び筆者が、講評役のほか、上記①～③のチームの一員として適宜参加した。通常の模擬裁判と同様に、日本側参加者は、模擬裁判の進行中はほとんど介入せず、最後の講評の時間にまとめて指導、助言を行うという形をとった。

6 模擬裁判の様子

(1) 弁論準備手続

第3回、第4回研修でも同じであったが、裁判長や代理人らが堂々と自信に満ちた態度で訴訟活動を行うことは、カンボジアの模擬裁判の特徴であろうと感じる。もっとも、裁判長の訴訟指揮がやや高圧的ではないかとの印象を日本側一同が受けたが、カンボジアの一般的な裁判官像がそういうものなのか、模擬裁判で裁判長役を買って出る研修員がそういう性質の持ち主なのかは、何ともいえないところである。

訴状及び準備書面の陳述については、すべて朗読する研修員や、要約しながら行う研修員がいたが、従前こちらから指導したやり方²から離れたものではないといえる。

書証の採否、取調べの手続が正確に行われなかったこと、人証の尋問順序、尋問時間等の打合せが行われなかったことなどの問題はあったが、これらは実務に出れば比較的容易に習得できるものであり、取り立てて大きな問題ではないと感じた。

他方、争点整理にほとんど時間がかけられず、争点整理結果の確認も十分に行われなかったことは、問題であると感じられた。双方の主張書面の陳述が終わった後、裁判長が争点として概ね前記①から⑤

までを挙げたところまではよかったが、その後のやり取りの中で、何が争点なのか曖昧なまま弁論準備手続が終結してしまった。例えば、前記争点①「本件印刷機と被告が運び出した印刷機の同一性」について、原告側は証拠上明白なので争点から除くべき



であると主張し、被告側はこれに反対したところ、裁判長は、明確な判断はしなかったが、その後、争点の確認の際に争点①を挙げなかった（被告側から異議は述べられなかった）。ところが、人証調べにおいて原告側や被告側の人証に対して延々と争点①に関する尋問がされたのである。争点から除くという合意がされるか、又は争点として残すとしても「その点はA社の代表者の尋問により明らかになる」という共通認識を作っておくべきであったが、それがされなかったため、それに先立つ人証2人（いずれも当該争点について知らないはずである）の尋問で時間が浪費されてしまったものである。ただ、この点については、模擬裁判の中で、争点整理の重要性を実感してもらうためのよい材料になったと思われる。

より深刻に感じたのは、民法の理解不足であった。前記の争点⑤「虚偽表示の成否」について、講評で研修員らから「虚偽表示とは何か。典型的な例はどのようなものか」などの質問がされた。当該事案では、原告が虚偽表示の主張を持ち出すのは無理筋という内容であったが、そのような解釈をする以前に、そもそも虚偽表示の意味が分か

² 本誌38号（2009.3）52参照。主張書面の陳述は、口頭主義の要請から行うものであるが、実際上の必要性も考慮して、ある程度要約しながら行うことも許されるであろうとの考えを伝えている。

っていなかったのである。また、善意取得に関しても、「悪意と有過失は同じことだから争点として分ける必要はないのではないか」などの質問がされ、まず悪意だったかを判断し、善意だった場合に過失があったかを判断するという二段階になることを説明しても十分理解できないようであった。「意思表示の瑕疵」や「善意取得」に関しては、これまで日本側からRSJP教官候補生に対して講義を行っていたのであるが、3期教官候補生がこれらを理解していなかったことは、日本側にとってショックなことであった。今後、民法の講義に改めて重点を置くべきことを感じるとともに、講義内容がきちんとカンボジア側に蓄積、普及するようにする方策を更に工夫すべきことも強く感じた次第である。

(2) 尋問手続

尋問の順序については、カンボジアの現状とは異なるものの、従前の模擬裁判と同様、「人証を申請した当事者→反対当事者→裁判所」という順番で行うこととした。

尋問の内容については、第3回研修、第4回研修、そして本研修と進むにつれて、段々良くなってきているという印象であった。

第3回研修では、争点につき正面から聞いて「終わり」という調子で、1人の人証に対する主尋問、反対尋問、補充尋問が合わせて30分程度（逐語通訳を含む）で終わってしまうということもあった。多数の人証を次々と尋問する代わりに、各人証に余り時間をかけないといった従前の実務の影響があるのではないかと感じられた。

第4回研修では、十分に時間をかけて広く事情を尋ねることができるようになっていた。しかし、尋問者側で登場人物や時系列の整理ができておらず、それらの点について混乱した質問をしたり、記録上明らかな事項について長々と質問したりするところが見られた。

本研修では、特に代理人グループが尋問準備をよく行い、登場人物や時系列に関する手控えを作っていたため、それらの点についての混乱は見られず、広く事情を尋ねるということもできていたように思われる。研修員の一人は、日本に来てからも夜1時くらいまで尋問準備をしていたと語っていた。

問題点としては、重要でない争点に関する尋問に時間を使い、重要な争点に関する尋問に十分な時間がかけられないということがあったが、これは尋問手法の問題というより、前記の争点整理の不十分さから生じる問題といえる。

また、改善すべき点として、供述を一通り聞き取るだけでなく、他の証拠や事情を示して信用性を吟味するような尋問がほしいということや、書証を示しながらの尋問がうまくできていなかったということがある。この観点から、日本側参加者が各グループに1名ずつ入り、カンボジア側の尋問がすべて終わった後に、補充的に尋問を行った。これは研修員に好評で、あるとき時間が超過していたために日本側の尋問を省略することを提案したところ、「少しでもよいから是非やって見せてほしい」という要望がされたことがあった。

(3) 判決

研修員は、いずれも本来は裁判官であるため、判決は、配役にかかわらず3グループすべてに言い渡してもらった。

結論は3グループとも原告勝訴であったが、事前にカンボジアで1期、2期教官候補生14名に事案を検討してもらったところでは、原告勝訴8名、被告勝訴6名と見解が分かれた。事後に行われた現地模擬裁判では、原告勝訴が1グループ、被告勝訴が2グループとのことであった。ちなみに、日本側でこの記録を検討した法律実務家6名の中でも、原告勝訴3名、被告勝訴3名と結論が割れていた。

筆者が常々感じるのは、カンボジア側が言い渡す判決は、結論を大きく外すことがないということである。これまで模擬裁判3回、判決起案演習1回を経験したが、その中で、日本側で結論が一致した事案2件ではカンボジア側の結論も同様に一致し、日本側で結論が半々に割れた事案2件ではカンボジア側の結論もほぼ半々に割れたのである。

それらの事案について、主要事実や間接事実を整理していく作業を行うと、民法の初歩的部分の理解不足が明らかになったり、拾い出せる間接事実の数が少なかったりし、まだ学んでもらうことは多いと感じるが、判断の結論については余り日本と変わらないのである。考えてみると、カンボジアでは、従前、日本に分析的に事案を検討することは行ってこなかったのであろうが、事案の全体像を把握した上で、落ち着いたよい結論を出すことについてはこれまでも行ってきたものであり、そういった実務感覚はあるのではないかと感じる。

事案を分析的に検討する手法のうち、民法の規定に事実を当てはめて結論を導くことは必須であるし、事案から間接事実を拾い出していくという姿勢も、今後裁判の精度を高め、裁判官ごとの判断のばらつきを少なくするためにある程度参考にしてもらえとは思われるが、過度に分析的な手法を教える必要はないのではないかと考えているところである。

判決理由については、第4回研修、本研修とも、第3回研修のころと比べると質が向上していると感じられる。第3回研修のころは、証拠を示さずに事実を認定していること、争いのない事実について長々と論じていること、何人かの相反する陳述を延々と引用した上で突然結論に至っていることなど、問題点が非常に多かったが、第4回研修以降は、「争点ごとに証拠から事情を認定し、それを総合的に判断して結論を導く」という基本的な流れに従って判決が作成されていた。これまで研修で用いた事例についての判決例を配布したことが2度あり、それらの形式を見本にしてくれているのではないかとと思われる。なお、いわゆる「新様式判決」と「旧様式判決」の両方の判決例を配布したが、模擬裁判では新様式判決の形で書かれており、1期教官候補生によれば、周りの裁判官も多くが新様式判決の形に従っているようである。

(4) 模擬裁判後の記録の修正

模擬裁判の後、事案についてカンボジアの実情に照らして不自然なところがないか

を尋ねたが、さほど大きな指摘はされなかった。

日本側から、「虚偽表示」については、解説にかなりの時間を要し、無理筋の主張でもあるため、原告の主張から削除することを提案した。研修員からは「虚偽表示について勉強する契機になるから残してほしい」との要望が出されたが、それを削除してもなお難易度が高い事案といえるため、約120名の学生が参加する模擬裁判を大きな混乱なく実行するためには削除した方が得策ではないかと説得し、最後には合意を得た。

将来カンボジア側の記録を用いて模擬裁判用事案を作ってほしい旨の日本側の要望については、他の活動の繁忙度が高いことなどから数年はかかるだろうけれども、いずれは自分たちで作成して日本側に点検してもらいたいとの意見が述べられた。

(5) まとめ

模擬裁判を行うと、日本側にとっても、研修員のレベルを把握することができ、今後のプロジェクトをどのように進めるべきかが見えてくるといえるという長所がある。今回感じたこととしては、尋問及び判断の内容は比較的よくなってきているということであり、今後は、民法の基礎知識を身につけること、争点整理の演習を行うことに重点を置くべきではないかと考えている。

第5 民事執行、民事保全講義

1 民事執行、民事保全講義を行う趣旨について

2007年7月の民事訴訟法の適用から現在に至るまで、カンボジアの裁判官から長期専門家に多くの質問がされてきたが（例えば、2008年6月～2009年3月の10か月間に110問以上の質問が寄せられた）、中でも民事執行、民事保全に関する質問が終始高い割合を占めている。そこで、これまで1期、2期教官候補生に対し、建元亮太長期専門家を中心とする日本側から民事執行、民事保全の講義をし、教官候補生に起案をしてもらうことにより教材作成（「不動産仮差押え」、「不動産執行」、「代替執行・間接強制」に関する各マニュアル・模擬記録）を行ってきた。これに2009年5月から3期教官候補生が加わることになったが、彼らと1期、2期教官候補生らとの知識の差が大きく、すぐに同じ立場で作業に参加するのは困難と思われたため、本研修において、3期教官候補生に対し、民事執行、民事保全の基礎的な講義を行うこととしたものである。

2 講義の様子

民事執行については、時間が限られていたこともあり、訴訟手続と執行手続の分離、執行機関、執行名義（日本でいう債務名義）や執行文の意義、各種執行の分類、判決から執行申立てまでの流れな



どに絞って講義がされたが、これらについては予測していたよりは理解されていたように思われる。なぜか船舶や飛行機に対する執行に質問が集中し（カンボジアでこれらの執行が特に多いわけでもないそうである）、そのような分野に深入りするよりも、基本的な部分を押さえたら次のテーマに進んでほしいと感じることもあったが、これはカンボジアで講義をしていてよく生じることである。教官候補生自身、他の裁判官から質問を受ける立場にあるため、条文がある事項についてはすべて理解しておきたいという思いが強いようである。

民事保全についても、時間の関係で、民事保全の種類、民事保全手続の特徴及び仮差押えの手続に絞って講義がされた。これらも思ったよりは理解していたように感じられた。民事執行も同様であるが、研修員がRSJPの学生のところに1期教官候補生からの講義を受けていたことや、現地のワークショップで建元長期専門家からの講義を受けていたことが効果を挙げているのではないかと推測された。民事保全については、カンボジアではまだ日本でいう供託の制度がないため、担保を立てさせずに発令がされているという現状があるため、担保について関心が高いようであり、多くの質問がされた。

第6 裁判所見学について

京都地方裁判所において、弁論手続数件と弁論準備手続1件を見学した。傍聴では、弁護士が短時間で入れ替わって次々と事件処理がされることに驚いたようであったが、ある弁論で、裁判官が当事者本人から丁寧に事情を聞き取るシーンが見られ、参考になったようであった。また、裁判官に十分な時間を取って懇切に質疑応答をしていただいたため、研修員は和解、欠席判決、民事執行、電話会議システム、調査嘱託、民事執行など、様々な事項について質問をすることができ、大変満足していた。

大阪簡易裁判所において、書記官から受付手続や手続全般の説明をしていただいたほか、少額訴訟を見学して裁判官から事件内容や手続の内容を説明していただき、いずれについても十分な質疑応答をしていただいた。研修員は、「国民に近い裁判所」を目指しているという姿勢に感銘を受け、本人訴訟を効率的に処理するための工夫（パンフレットや訴状雛形など）が参考になったと述べていた。

第7 おわりに

本研修後の現地模擬裁判においては、教官候補生が前面に出て模擬裁判の進行役を務め、午前、午後の各セッションが終わるたびに教官候補生が集まり、講評すべき事項について熱心に討議がされたとのことである。そして、最終日には、講評役としての役割を十分に果たしてくれたと聞いている。年々、模擬裁判における教官候補生の重みが増していることは、このプロジェクトにとって一番の成果といってよいと思われる。

また、本研修を通じて、研修員の民事法に関する理解度や今後の要望等についても多くの情報を得ることができた。今後も、これらを踏まえて長期専門家と協力しつつ、RSJPの民事教育改善のために工夫を凝らしながら活動を続けていきたい。

最後に、通訳をしていただいたスワイ・レン氏及び山崎幸恵氏、そして、文中で触れた方々をはじめ、本研修につき多大なご支援、ご協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げます。



第6回カンボジア法曹養成支援研修日程表

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00
10 / 月 5		JICAオリエンテーション	国際協力部オリエンテーション 講義 「日本の民事訴訟の概要」 国際協力部教官
10 / 火 6		国際協力部長あいさつ 模擬裁判(弁論準備手続) 磯川剛志弁護士 国際協力部教官	講評等 民事執行講義1 国際協力部教官
10 / 水 7		模擬裁判(弁論準備手続の結果陳述, 原告本人尋問) 国際協力部教官	模擬裁判(被告本人尋問) 国際協力部教官
10 / 木 8		模擬裁判(証人尋問) 磯川剛志弁護士 国際協力部教官	判決起案
10 / 金 9		京都地方裁判所見学 (地裁民事訴訟)	京都地方裁判所見学 (地裁民事訴訟) 資料整理
10 / 土 10			
10 / 日 11			
10 / 月 12		模擬裁判 (判決言渡し) 磯川剛志弁護士 国際協力部教官	模擬裁判講評・記録修正検討 磯川剛志弁護士 国際協力部教官
10 / 火 13		模擬裁判講評・記録修正検討 国際協力部教官	模擬裁判講評・記録修正検討 国際協力部教官
10 / 水 14		民事執行講義2 国際協力部教官	民事保全講義 国際協力部教官
10 / 木 15		裁判所見学(大阪簡裁民事訴訟)	総括質疑 国際協力部教官
10 / 金 16		10:00~10:45 評価会	10:45~11:15 閉講式 資料整理
10 / 土 17			